國學院大學学術情報リポジトリ

天正十六年七月八日付秀吉朱印状二種の公布状況：「刀狩令」「海賊停止令」の作成過程とその目的

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 矢部, 健太郎, Yabe, Kentaro
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000697

天正十六年七月八日付秀吉朱印状二種の公布状況

―「刀狩令」「海賊停止令」の作成過程と目的―

矢部健太郎

はじめに

「検地」と「刀狩」といえば、豊臣政権が「兵農分離」を推し進めるために展開した全国的政策としてあまりにも有名であり、歴史教科書などにも必ず記載されている。しかしながら、それらが全国的になされたか否かは評価が分かれており、議論は続いている。そこで本稿では、これまでとは違った視点、これまで使われてこなかった史料も用いつつ、「刀狩令」の作成過程と目的について考えてみたい。

その際に留意したいのは、「刀狩令」の日付である天正十六年（一五八八）七月八日前後とは豊臣政権にとってどのような時期であり、秀吉の心境はいかなるものであったのか、という点である。また、同日付で「刀狩令」と「海賊停止令」という重要な法令が公布された過程についても、限られた残存史料から考えられる方向性を示したい。

まずは、主要な先行研究の中から、特に本稿と直接関連する部分を整理し、検討すべき課題を明確化しておこう。

1、「刀狩令」の研究史と課題

（1）「刀狩令」の通説と藤木説

藤木久志氏の『豊臣平和令と戦国社会』[1]は、豊臣法令に関する重要な総合的研究の一つである。豊臣政権の大名支配について、従来は山口啓二氏の「際限なき軍役」論[2]に象徴されるような軍事的・高圧的な側面が強調されていたが、藤木氏は全国法令たる「惣無事令」の存在を主張し、「停戦令」や「刀狩令」「海賊停止令」などとあわせた「豊臣平和令」が豊臣政権の政策基調であった、と述べたのである。

近年、全国法令としての「惣無事令」は否定される傾向にあるが[3]、「秀吉は、いかに戦わずに天下一統を成し遂げたのか？」という観点自体は重要だろう。ただし、豊臣政権の段階的な発展過程への留意は不可欠である。本稿の課題に則して述べれば、「惣無事令」や「停戦令」は未支配領域への「対外的命令」であり、「刀狩令」や「海賊停止令」は支配領域への「内政的法令」なのだから、公布される過程や対象について一律に論じられるかは疑問である。

ところで、一般的に「刀狩令」はどのように理解されているのか。一例として、高校の歴史教科書を確認しておこう[4]。

刀狩は、農民から武器を没収して農民の身分を明確にする目的でおこなわれた。荘園制下の農民は刀などの武器をもつものが多く、土一揆や一向一揆などでは、これらの武器が威力を発揮した。そこで秀吉は一揆を防止し、農民を農業に専念させるため、一五八八（天正十六）年刀狩令を出し、農民の武器を没収した。

こうした「刀狩令」に対する通説的な評価、すなわち一揆防止のための武装解除令による「無力な民衆」像形成の起点は、桑田忠親氏の論稿[5]の以下のような記述だろう。

刀狩は、実に天下統一のために秀吉が行った重要政策の一部であって、城割や検地などと並行して、天正十三年頃から行われている。その実施の動機は、紀州根来・雑賀一揆の武力停止にあり、進んで一揆の本拠たる寺院僧徒の武力行使を制禁し、さらにこれを広く諸国大名の領域に及ぼしたのである。そうして、刀狩の徹底的実施は、兵・僧・農の職分を見事に分離し、近世大名制度の基礎を築き、江戸三百年天下泰平の風を招くに至ったのである。

こうした通説に一石を投じたのが、先述した藤木氏である。藤木氏は、刀狩の没収対象は主に刀・脇差である上、農民の帯

刀も許可制で継続したと指摘し、「刀狩令」とは、兵農分離のため「天正十六年段階における秀吉の勢力圏のほぼ全域」に出された一般法令・身分法令であると主張した。[6] また、藤田達生氏は「刀狩令」「海賊停止令（賊船禁止令）」の目的を方広寺大仏造営の釘・鎹調達のための運搬体制確立に求めるが、全国法・一般法と認識する点は藤木氏と同様である。[7]

両法令は秀吉勢力圏のほぼ全域に公布された、との見解に異論を呈したのは、山本博文氏である。山本氏は、「刀狩令」は肥後一揆後の武装解除のため九州大名中心に発給されたとして、従来の諸説を批判した。また、その法令は他大名へも強制力を持ったものの、「五大老」は対象外であったと述べている。[8] 重要な指摘だが、「清華成」[9]を遂げていない天正十六年段階の前田利家を「五大老」とする一方、小早川隆景に「刀狩令」が公布された点は不問に付しており、「海賊停止令」との関連にも留意していない。

最後に、「刀狩令」と「兵農分離」政策に関する最近の見解として、平井上総氏の研究[10]をみておこう。平井氏は「兵農分離」の要素を「㋐兵が農民から専門家へ」「㋑武士と百姓の土地所有形態の分離」「㋒武士の居住地の変化」「㋓百姓の武器所持否定」「㋔武士と百姓の身分分離」の五つに整理し、「兵農分離は豊臣政権期の法・政策によって全国的に実現される」との通説に対して、以下のように述べている。

だが、この点に関しては、たとえば、豊臣政権の限界によって大名に兵農分離を実現させることができなかった、と捉えることも可能なはずである。また、そもそも豊臣政権は大名に兵農分離を実現させようとしていたのだろうか、という根本的な疑問も持たねばならない。果たして豊臣政権の法・政策は、日本全国に兵農分離を浸透させたのか、今一度考えてみる必要があるのではないか。

さらに、「兵農分離を実現するための政策とされているものは、果たして本当にそれを目的としていたのだろうか。違うのであれば、なにを目的としていたのだろうか（政策論）。また、兵農分離はどのように進んだのだろうか（進行過程）。さらに、中世社会と近世社会は、どれだけ兵農分離していた／していなかったのか（実態論）」という、重要な着眼点を示している。ただし、「刀狩令」については「当時の豊臣政権の勢力範囲（関東・東北以外の地域）を対象」とし、全国法令とまではいえないまでも「かなりの範囲に適用される命令だった」とする。また、「海賊停止令」との関わりには論及していない。

以上、「刀狩令」に関する研究史を概観すると、法令の「公

布対象」や背景・目的、および条文に関する考察が主であることに加えて、いくつかの特徴があった。第一に、刀狩実施事例は天正十三年にもみられ、天正後半から文禄年間以降にも確認されるわけだが、そのことと天正十六年七月八日付「刀狩令」とが単純に関連づけて論じられていることである。そのため、刀狩政策は広く「豊臣政権の勢力範囲を対象とした」とされてきたわけだが、そのような評価には疑問も残る。その最大の理由は、「刀狩令」の作成・公布状況に関する精査が不十分なこと、法令の「公布対象」に注目する一方で、「非公布対象」に対する論及が少ないことである。第二に、「刀狩令」と、同じ日付の「海賊停止令」とを併せて考察した研究が、それぞれの単独の研究と比べてかなり少ないことである。本稿では、両法令が果たして同時に作成されたものなのか、作成の契機が異なるとすれば、それはどのような事情によるのかについても考えてみたい。

（2）両法令の共通点・相違点と検討課題

それではここで、本稿の根本史料である二種の天正十六年（一五八八）七月八日付秀吉朱印状、いわゆる「刀狩令」と「海賊停止令」をあげ、その共通点と相違点、検討課題を整理しておきたい。『豊臣秀吉文書集』[11]をみると、両法令の原本・写本は前者が十九本、後者が十本残存しており、受給者として確実性が高いのが、小早川・島津・大友・立花家と、加藤清正、加藤嘉明、興山寺（「刀狩令」のみ）である。ここでは、小早川隆景宛と考えられる『小早川家文書』と、加藤嘉明宛と考えられる『近江水口加藤子爵家文書』所収分とを併記することにした。その理由については後述する。

◎「刀狩令」

①小早川隆景宛[12]

条々

一、諸国百姓、刀・脇指・弓・やり（槍）・てつはう（鉄砲）、其外武具のたくひ所持候事、堅御停止候、其子細者、不レ入道具をあひたくはへ、年貢所当を令二難渋一、自然一揆を企、給

②加藤嘉明宛[13]

条々

一、諸国百姓等、かたな・わきさし・ゆミ・やり・てつはう、其外武具のたくひ所持候事、堅御停止候、其子細ハ、不レ入道具をあひたくハへ、年貢所当をなんしうせしめ、一揆をくハたて、自然給

人にたいし非儀の動をなすやから、勿論可レ有二御成敗一、
然者、其所之田畠令二不作一、知行ついえになり候之間、
其国主・給人・代官として、右武具悉取あつめ、
可レ致二進上一事、
一、右取をかるへき刀・脇指、ついえにさせらるへき儀にあ
らす候之間、今度大仏御建立の釘・かすかひ（鎹）に可レ被二仰
付一、然者、今生之儀者不レ及レ申、来世までも百姓たす
かる儀に候事、
一、百姓は農具さへもち、耕作専に仕候へハ、子々孫々まで
長久に候、百姓御あはれミをもつて、如レ此被二仰出一候、
誠国土安全万民快楽之基也、異国にては唐堯のそのかミ、
天下を鎮撫せしめ、宝剣利刀を農器にもちいると也、
本朝にてはためしあるへからす、此旨を守り、各其趣を
存知、百姓は農桑を精に入るへき事、
右道具急度取集、可レ有二進上一候也、
天正十六年七月八日（秀吉朱印）〇

人に対し非儀のはたらきをなす族、勿論御成敗有へし、
然者、其所の田畠不作せしめ、知行ついへになり候間、
其国主・給人・代官等として、右武具悉とりあつめ、
進上いたすへき事、
一、右とりをかるへき刀・わきさし、ついへにさせらるへき義にあ
らす候間、今度大仏御こんりうの釘・かすかひに被二仰
付一へし、然者、今生之儀ハ申にをよハす、来世までも百姓相たす
かる義に候事、
一、百姓は農具さへもち、耕作を専に仕候へは、子々孫々までも
長久候、百姓御あハれミをもつて、如レ此被二仰出一候、
寔に国土安全万民快楽のもとひ也、異国にては唐堯のそのかミ、
天下をなてまもり給ひ、宝剣利剣を農器にもちいると也、
此旨を守り、をの〳〵其おもむきを存知、百姓ハ農桑を
精に入へき事、
右道具急度可レ致二進上一、不レ可二油断一候也、
天正十六年七月　日（秀吉朱印）〇

一見して明らかなように、二通の「刀狩令」にはかなり文言の相違がある。これについて山本博文氏は、「現在まで伝えられている刀狩令の文言・文字使いには一つとして同じものがない」と指摘する。そして、三つの――部の相違から表「刀狩令原本の文言の違い」を作成し、次のように述べている。

少なくとも、基準となる刀狩令が一通あって、それを忠実

に写したわけではないことがわかります。しかし、大きく違っているわけでもないので、やはりもとになるものはあったと思われます。読み上げられたものを複数の右筆が書き取った可能性もありますし、もとになる刀狩令を見た右筆が、それぞれ自分なりのかな遣いで写していったのかもしれません。

さらに、「数人の右筆が長文の條書を何通も書き写す場合、誰かが手本となる條書を読み上げ、それぞれがそれを比較的自由に書き取っていった、ということなのかもしれません」[14]とも述べており、秀吉朱印状の作成のあり方の一端が「刀狩令」の文面から推定される、という立場のようである。

山本氏の指摘のように、二通の「刀狩令」を比較しただけでも多くの相違があり、その他の諸本との異同はさらに多い。そうした中で、単なる漢字と平仮名の表記の問題以外に、本稿では三つの〜部の相違も指摘したい。これらは、「読み上げられた」り「自由に書き取っていった」結果とは考えにくく、何か別の事情が想定される。この点を踏まえ、「海賊停止令」をみてみよう。

◎「海賊停止令」

③小早川隆景宛[15]

定

一、諸国於海上賊船之儀、堅被成御停止之処、今度備後・伊与両国之間**いつきしま**にて、盗船仕之族有之由被聞食、曲事ニ思食事、

一、国々浦々船頭・漁師、いつれも舟つかひ候もの、其所之地頭・代官として速相改、向後聊以海賊仕ましき由、誓紙申付、連判をさせ、其国主取あつめ、可上申事、

一、自今以後、給人・領主致由断、海賊之輩於有之者、

④加藤嘉明宛[16]

定

一、諸国於海上賊船之儀、堅被成御停止之処、今度備後・伊与両国之間**伊津喜島**にて、盗船仕之族有之由被聞食、曲事ニ思食事、

一、国々浦々船頭・漁師、いつれも舟つかひ候もの、其所之地頭・代官として速相改、向後聊以海賊仕ましき由、誓紙申付、連判をさせ、其国主取あつめ、可上申事、

一、自今以後、給人・領主致由断、海賊之輩於有之者、

被レ加二御成敗一、曲事之在所知行以下末代可レ被二召上一事、
右条々、堅可二申付一、若違背之族有之者、忽可レ被レ処二罪科一者也、
天正十六年七月八日　〇（秀吉朱印）

被レ加二御成敗一、曲事之在所知行以下末代可レ被二召上一事、
右条々、堅可二申付一、若違背之族有之者、忽可レ被レ処二罪科一者也、
天正十六年七月八日　〇（秀吉朱印）

二通の相違点は「いつきしま」か「伊津喜島」かという一点のみで、この他の「海賊停止令」諸本もこれと全文が一致する。この点は「刀狩令」との明確な違いであり、両法令の作成状況が異なっていた可能性を想定しうる。ちなみに、現存する「海賊停止令」では『小早川家文書』所収分のみ「いつきしま」と仮名書きで、他はすべて漢字である。

いま一つ指摘しておきたいことは、「日付の有無」の問題である。「刀狩令」には「七月八日」付と「七月日」付の二通りがあるが、「海賊停止令」はすべて「七月八日」付なのである。この違いは、何を意味するのだろうか。

これまで述べてきたことをまとめ、本稿の検討課題を整理しておこう。

①「刀狩令」と「海賊停止令」の作成・伝達状況は。相違点はあるのか。

②両法令の日付である「天正十六年七月八日」前後の政治情勢は。

③両法令の「公布対象」と「非公布対象」、それぞれの理由。

以上の検討から、「刀狩令」と「海賊停止令」は同日付でありながら作成状況が異なると考えられること、「公布対象」より「非公布対象」の方が圧倒的に多数であり、両法令の目的が「全国的な一揆停止」や「身分法令」などではなかった可能性を指摘したい。

2、「刀狩令」の伝達状況—天正十六年七月前後の政治情勢から—

(1)「刀狩令」の「非公布対象」

従来の研究では、「刀狩令」そのものの文面や寺社等の日記、天正十八年（一五九〇）八月十日付の秀吉の「定」[17]などから、「刀狩令」が「秀吉の勢力圏のほぼ全域」に浸透したと評価し

てきたが、これに対しては九州大名などに限定されるとの批判もある。どちらの立場が正しいのか、という以前に問題なのは、それらが一様に「公布対象」に重きを置いてきたことだろう。すなわち、「非公布対象」への留意が乏しいのである。そこで注目されるのは、両法令のわずか三ヶ月前、聚楽第行幸において交わされた、二通の諸大名起請文である。

聚楽第行幸は秀吉の人生最大の盛儀であり、服従することになった旧戦国大名らの姿が、京都御所から聚楽第までの行列や宴席、和歌御会など様々な局面で示された。本稿との関わりで重要なのは、秀吉の養子金吾＝羽柴秀俊（後の小早川秀秋）に宛てられた二通の諸大名起請文[18]である。

敬白、起請、

一、就二今度聚楽　行幸一被二仰出一之趣、誠以難レ有催二感涙一事、

一、禁裏御料所地子以下并公家門跡衆所々知行等、若無道之族於レ有レ之者、為レ各堅加二意見一、当分之儀不レ及レ申、子々孫々無二異儀一之様可二申置一事、

一、関白殿（羽柴秀吉）被二仰聴一之趣、於二何篇一聊不レ可レ申二違背一事、

右条々、若雖レ為二一事一於レ令二違背一者、梵天帝釈四大天王、惣日本国中六十余州大小神祇、殊王城鎮守、別氏神春日大明神、八幡大菩薩、天満大自在天神部類眷属、神罰冥罰、各可二罷蒙一者也、仍起請如レ件、

天正十六年四月十五日

右近衛権少将　（前田）豊臣利家
参議左近衛中将　（宇喜多）豊臣秀家
権中納言　（羽柴）豊臣秀次
権大納言　（羽柴）豊臣秀長
大納言　（徳川）源家―
内大臣　（織田）平信雄

（羽柴秀俊）金吾殿

同時別紙誓詞有レ之、文言日付同前、

土佐侍従　（長宗我部）秦元親
立野侍従　（播磨国）豊臣勝俊
京極侍従　（近江国）豊臣高次
井侍従　（三河国）藤原直政
金山侍従　（美濃国）豊臣忠政
伊賀侍従　（筒井）豊臣定次
豊後侍従　（大友）豊臣義統
曽根侍従　（美濃国）豊臣貞通
岐阜侍従　（美濃国）豊臣輝政

源五侍従　豊臣長益（池田）
松任（加賀国）侍従　豊臣長重（丹羽）
越中侍従　豊臣利勝（前田）
敦賀（越前国）侍従　豊臣頼隆（蜂屋）
河内侍従　豊臣秀頼（毛利）
三吉侍従　豊臣信秀（織田）
丹後侍従　豊臣忠興（細川）
松嶋（伊勢国）侍従　豊臣氏郷（蒲生）
北庄（越前国）侍従　豊臣秀政（堀）
東郷（越前国）侍従　豊臣秀一（長谷川）
左衛門（尾張国）侍従　豊臣義康（斯波）
三河少将　豊臣秀康（徳川）
丹波少将　豊臣秀勝（羽柴）
津（伊勢国）侍従　平信兼（織田）

宛所同前

行幸に参加した総勢二十八名の「清華成」「公家成」大名が名を連ね、行幸への感謝、朝廷への奉仕、秀吉への服従を神仏に誓っている。当時秀吉支配下にあった大名で名がみえないのは、毛利輝元や島津義弘ら前年来の九州出兵に関わっていた者と、領国周辺の治安維持の必要があった上杉景勝らに限られる[19]。すなわち、ここには当時の豊臣領国の「国主」たる国持大名が、ほぼ全て顔を揃えていたのである。

重要なのは、大友義統ただ一人を除き、「誰も『刀狩令』を与えられていない」、ということである。念のため、天正十六年時点での「豊臣政権の勢力範囲」について、刀狩の「非実施地域」（ルビは国持クラス）と、『国史大辞典』「刀狩」の項で「刀狩実施地域」[20]とされた国名とを併記してみよう。

非実施地域…越前・越中・越後（上杉）・佐渡・三河・遠江（徳川）・駿河・甲斐・飛騨・美濃・尾張（織田）・伊勢・志摩・伊賀（筒井）・近江・摂津（羽）・河内・和泉（紫）・紀伊・播磨（木下）・丹後（細川）・丹波（羽柴）・淡路（加藤）・讃岐・阿波・土佐（長宗我部）・伊予（小早川）・美作（宇喜多）・備前・備中・但馬・因幡・伯耆・備後（毛利）・石見・安芸・長門（毛利）・周防・豊前・豊後（大友）・筑前（小早川）・肥後（加藤）・日向・大隅（島津）

実施地域…山城・大和・加賀・能登・若狭・出雲・信濃・肥前・筑後・薩摩・出羽（木下家配）

確かに、天正十八年八月十日付の秀吉「定」[21]には「一、日本六十余州在レ之百姓、刀・脇指・弓・鑓・鉄砲、一切武具類持候事御停止ニ付而、悉被二召上一候」とあったが、それは「然者今度出羽・奥州両国之儀、同前ニ被二仰付一候条」へと続けるた

めの方便であって、実際には、「刀狩」政策の実施はある程度限定されていたというべきだろう。「刀狩令」もまた、「公布対象者」より「非公布対象者」の方が圧倒的多数を占めていたのであり、「豊臣政権の勢力範囲」全体に公布された法令と考えること自体、そもそも不適当だったのである。この点と、なぜ行幸参加者の中で大友義統には「刀狩令」が与えられたのかという点に留意しつつ、「公布対象者」の検討に入っていこう。

（2）毛利家の上洛日程と「刀狩令」

先に述べたように、両法令が公布された天正十六年は、秀吉にとって極めて重要な年であった。四月の聚楽第行幸では、数多くの大名が天皇の眼前で秀吉に服従する様子が示された。「豊臣摂関家」の当主として「清華成」「公家成」大名らの上位に君臨した秀吉は、まさに得意の絶頂にあっただろう。そのような中で、なぜ「刀狩令」や「海賊停止令」という、一見すると「軍事蜂起への恐れ」を示すような法令が公布されたのか。ここでは、その経緯について、これまで「刀狩令」の研究で触れられてこなかった史料を用いて考察したい。その史料とは、同年七月の毛利輝元上洛の様子を詳述した『天正記』[22]七月十一日条である。

七月十一日壬戌天晴、辰ノ刻ニ木梨元恒於和泉屋処御一献を被レ進候、御太刀一・御腰物一御進上也、此御座布江関白様（秀吉）御朱印有レ之、様子者大仏之木并御分国中刀狩ノ事也、此処へ隆景様（小早川）御参着候て御供候、

輝元は、九州出兵への従軍と戦後処理のために行幸には参加できなかったが、七月七日に本拠地の吉田郡山城を発ち、畿内を目指した。道中にはたびたび豊臣政権側から使者も派遣されているので、その上洛日程を政権が承知していたことは明らかである。その点を踏まえて注目されるのは、㋐七月十一日の輝元の旅宿に秀吉から「御朱印」が届いたこと、㋑その中身は「大仏之木」と「御分国中刀狩」についてであったこと、㋒その旅宿に小早川隆景が合流したこと、である。

㋐～㋒を総合すると、以下のような状況が浮かび上がる。①旅宿に届けられた「御朱印」は『小早川家文書』に残る「刀狩令」だと考えられること。②『小早川家文書』の「刀狩令」は七月八日付で、その三日後に毛利家の旅宿に届いたこと。③それには宛先がないが、『毛利家文書』ではなく『小早川家文書』に伝来したこと、である。

㋐～㋒と①～③のそれぞれに注目すべき点があり、詳細な検討が必要である。いずれにせよ、「刀狩令」をめぐる研究が触れてこなかった『天正記』の記述は、『小早川家文書』に残る「刀

狩令」の伝達状況を物語る史料として、極めて貴重だろう。この記述を端緒として、「刀狩令」と「海賊停止令」という秀吉朱印状二種の作成・伝達・公布・伝来状況に関する検討課題を提示したい。

第一に、毛利輝元の旅宿に届いたにも関わらず、「刀狩令」が『小早川家文書』に伝来したことである。これは秀吉自身ではなく使者が届けたもので、他の多くの「刀狩令」のように宛名がない。よって、受け取った時点では毛利家当主の輝元宛と認識された可能性もあり、それが『小早川家文書』に納められるまでには、発給者秀吉との間に、宛先や目的に関する何らかのやり取りがあったと想定される。

第二に、「刀狩令」に関する確かな足跡がみられるのに対し、「海賊停止令」の痕跡がないことである。毛利・小早川という顔ぶれからすれば、むしろ「海賊停止令」の中身の方が身近な課題だったはずなのに、である。実はこの点は、両法令に関する同時代史料に共通する問題なのである。代表的なものとして、従来の研究でも度々触れられてきた『多聞院日記』[23]天正十六年七月十七日条をみておこう。

一、天下ノ百姓ノ刀ヲ悉取レ之、大仏ノ釘ニ可レ遣レ之、現ニハ刀故及二闘争一身命相果ヲ為レ助レ之、後生ハ釘ニ遣レ之万民利益理当ノ方便ト被二仰付一了云々、内証ハ一揆為二停止一也ト沙汰在レ之、種々ノ計略也、

「刀狩令」公布の九日後には、奈良興福寺の塔頭多聞院にも「刀狩令」の概要が伝わっていたわけだが、どこにも「海賊停止令」に関わりそうな文言はみられない。このことは、同月十二日付で奈良春日社の祐国が記した『春日社司祐国記』[24]の「関白殿分国百性方ノ刀悉以被レ取也」という記述についても同様である。

七月八日付「刀狩令」は別の史料でも確認できるのに対し、「海賊停止令」の存在がみえないということは、両者の作成・伝達過程が異なっていた、さらにいえば、この時点で「海賊停止令」は存在していなかった、ということではなかろうか。大胆すぎるかもしれないが、「刀狩令」の後に「海賊停止令」が作成された可能性を探っていきたい。

3、「刀狩令」「海賊停止令」の公布と秀吉の心境

(1) 同日付「刀狩令」「海賊停止令」の先後関係

輝元の旅宿に届けられた「刀狩令」には宛名が書かれていなかった。であれば、それはどのような経緯で『小早川家文書』に納められることになったのか。上洛後の輝元・隆景の行動を

追いながら考えてみよう。

「刀狩令」を受け取った輝元らは、七月十六日に兵庫に到着し、十九日に大坂に入った。ところが、そこに秀吉の姿はなく、二十二日には大坂を発って京都に向かった。輝元らと秀吉の対面が実現したのは二十四日のことで、場所は前年に完成した聚楽第であった。遠路遙々の上洛をねぎらった秀吉であったが、対面後の宴席には参加せず奥に下がり、名代として羽柴秀俊が上座に現れた。いまだ「毛利右馬頭」「小早川左衛門督」であり、豊臣姓も「清華成」も「公家成」も許されていないため、酒宴において秀吉と同席することは叶わない、という儀礼的な問題だったと思われる[25]。

しかし、対面の翌日に参内した輝元は従四位下侍従に昇進して「清華成」を許され、隆景も従五位下侍従に昇進して「公家成」を遂げている。ここで初めて「豊臣姓」「羽柴名字」を持つ「御一家」と認められたわけである。それはつまり、輝元が秀吉と同席して飲食を共にすることができる立場になったことを意味している。さらに三日後の二十八日に再び参内した輝元は参議に昇進し、隆景も従四位下となっている。

こうした身分上昇の後に、初めて秀吉と輝元・隆景が同席したのは七月三十日の羽柴秀長邸御成であった。初対面の二十四日からの一週間で、秀吉と輝元らとの間には様々な会話が交わされただろうし、その中で「刀狩令」が話題に上らなかったとは考えにくい。

これに関連して注目されるのが、先にみた「海賊停止令」の第一条「一、諸国於海上賊船之儀、堅被成御停止之処、今度備後・伊与両国之間いつきしまにて、盗船仕之族有之由被聞食、曲事ニ思食事」である。これまでは傍線①に注目が集まり、海賊行為禁止はすでに発令されており、「海賊停止令」は「再令」であるとされ、その「初令」の探索に注力されてきた[26]。しかし黒嶋敏氏は、「海賊停止令」が鎌倉幕府による寛元三年（一二四五）海賊禁圧令に対応していることから、「鎌倉幕府以来の武家政権が発令してきた海賊禁圧令の伝統を踏まえて」「代々の武家政権が発令してきたように」「あらたに中央政権となった豊臣政権も海賊禁止の伝統を踏まえることが宣言されている」として、「初令探し」の無意味さを指摘する[27]。

こうした議論に対し、筆者は傍線②の「いつきしま」で盗船行為をはたらく者がいたことを「聞こし召され、曲事に思し召められた」という表現に注目する。本稿では、「海賊停止令」が「刀狩令」より遅れて作成された、という立場を取っている。すなわち、当時「いつきしま」は小早川家領であったから、そ

の訴えが輝元・隆景らからもたらされたもので、彼らの上洛時に秀吉の耳に入った可能性は高い、と考えるのである。「定」という法令であれば、本来、第一条は最も重要な条文が来るべきところ、「海賊停止令」制定の背景ともいうべき「説明文」が冒頭にあるのは不思議なことであったが、輝元・隆景上洛時の七月二十四日以降に彼らの報告が秀吉の耳に入り、これを受けて第二・第三条が定められたとすれば整合性がとれるのである。

「刀狩令」と「海賊停止令」には、同じ七月八日の日付を持ちながらも作成過程に大きな違いがあったことは明らかである。その要点は、以下のようにまとめられる。

①「刀狩令」には七月八日作成のものもあるが、その後も改稿されつつ作成が続いた

②「海賊停止令」は毛利家上洛時にもたらされた情報に基づいて七月二十四日以降に作成されたが、「刀狩令」に併せて日付を遡及し「七月八日」付とされた

③そのため、「刀狩令」は文言や日付の異同が甚だしいが、「海賊停止令」は決定稿完成後に一括作成されたため、文言や日付に異同がみられない

(2) 行幸不参加「公家成」大名への公布

ところで、天正十六年（一五八八）七月の毛利家上洛時には、聚楽第の秀吉邸のみならず、秀長邸や秀次邸への御成、観月和歌会など、様々なセレモニーが連日行われた。『天正記』には、そうした場の座配図が複数記されており、筆者はかつてそれらの座配図1～7を挙げて論じたことがある。[28] 紙幅の関係から座配図の詳細はそちらに譲るが、【表】「『天正記』座配図と刀狩」を作成したので参照されたい。

これをみると、特定の人物が座配図に頻出することがわかる。それは、①豊臣宗家（秀吉・秀俊）、②「清華成」大名、③公家衆（「豊臣伝奏」中心）、④聖護院道澄、⑤蜂屋頼隆・細川忠興、そして⑥「刀狩令」を公布された大名である。

①～③は当該期の公武交流の場を考えれば当然だが、④～⑥は少しく説明を要する。④の聖護院道澄は秀吉の養父近衛前久の弟で、京都大仏（後の方広寺）住持である。その意味では、「刀狩令」第二条の大仏建立に関わる条と密接に関わる人物といえよう。⑤の蜂屋頼隆・細川忠興は「清華成」大名と新参の「公家成」大名の間を分断する位置に着座しているが、彼らはともに近衛少将であり、闕腋の袍を着した「警護役」としての参加と考えられる。そして、⑥「刀狩令」を公布された大名は、

【表】『天正記』座配図と「刀狩令」

	「刀狩令」の痕跡がある「公家成」大名						現状「刀狩令」の痕跡がない「公家成」大名								
	大友義統	小早川隆景	島津義弘	立花宗茂	龍造寺政家	※前田利家	吉川広家	蜂屋頼隆	細川忠興	池田輝政	金森長近	織田信包	筒井定次	長谷川秀一	毛利秀頼
7/24図１	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
7/24図２	×	○	?	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
7/30図３	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×
8/ 1図４	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
8/ 2図５	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×
8/22図６	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×	×
8/22図７	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○

※「刀狩令」を公布されていない前田利家が同年11月に刀狩を実施しているのは、その様子を見聞きしたためという可能性もある。
　なお、利家の「清華成」は天正19年正月であり、山本博文（2011）が天正16年段階の議論に「五大老」を持ち込むのは誤り。
※前田利家・蜂屋頼隆・細川忠興・織田信包は、近衛少将として武官の束帯で参会（＝警護役）。

〔参考〕	「諸大夫成」大名		「清華成」大名（「刀狩令」交付対象外）							豊臣宗家		方広寺住持
	加藤清正	加藤嘉明	織田信雄	徳川家康	羽柴秀長	羽柴秀次	宇喜多秀家	上杉景勝	毛利輝元	羽柴秀吉	羽柴秀俊	聖護院道澄
7/24図１	×	×	×	×	×	×	×	×	○（清華以前）	○	×	○
7/24図２	×	×	×	○	○	○	○	○	○（清華以前）	×	○	○
7/30図３	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
8/ 1図４	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
8/ 2図５	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
8/22図６	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○
8/22図７	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○

※加藤清正・加藤嘉明は「刀狩令」を交付された可能性が指摘されている（山本2011）
※宇喜多秀家・上杉景勝は、参議・近衛中将（宰相中将）として武官の束帯で参列。

図3　天正十六年七月三十日条

長嶺		
聖護院	二　頼亨右大臣	
樂四郎	三	
尾州内大臣	四	高間
駿河大納言	八	家康
大和大納言	九	
近江中納言	十	
備前宰相	十一	宇喜多
越後宰相	十一	上杉
安芸宰相	十二	輝元
○……—		
敦賀侍従		蜂屋
丹後侍従		長岡
筑前侍従		隆景
新庄侍従		広家
肥前侍従		龍造寺
柳川侍従		立花
薩摩侍従	十四	嶋津
	藤右衛門督	
勅修寺	五	
中山大納言	六	
日野大納言	七	

※拙著『豊臣政権の支配秩序と朝廷』（吉川弘文館、2011年）より引用。

（注）『天正記』により、「関白様」を補筆した。

小早川隆景・島津義弘・立花宗茂・龍造寺政家[29]である。この顔ぶれから、毛利家上洛の諸行事に参加した「行幸不参加「公家成」大名」こそが「刀狩令」の「公布対象」であった、といえるだろう。

当時の秀吉は、室町幕府や織田権力に代わる中央権力の完成を宣言し、栄華を極めていた。そうした中で公布された「刀狩令」は、一揆や農民層への恐怖などではなく、行幸に参加しなかった中国・九州諸大名に対し、豊臣「公儀」の構造や、法的な主従関係を理解させることが主目的であったと考えられる。行幸に参加した大名は、すでに起請文提出によりその確認を済ませていたが、不参加大名には別の機会が必要とされたのである。

残る課題は、「なぜ『毛利家文書』ではなく『小早川家文書』に伝来したのか」である。単に九州大名への公布であれば、わざわざ上洛途上の旅宿へ届ける必要もなかろう。そこで、前稿で検討した図3「天正十六年七月三十日条」の秀長邸御成座配図をみると、「清華成」大名と「公家成」大名の間が、パーティションのようなものと二人の近衛少将（蜂屋頼隆・細川忠興）によって隔てられていることが確認できる。それは、秀吉＋「清華成」大名と、「公家成」大名との身分的な相違の可視的表現

と考えられる。

秀吉は、聚楽第行幸とその後の毛利家上洛の機会をとらえて、豊臣宗家を筆頭に「清華成」「公家成」「諸大夫成」という序列を披露した。さまざまな行事を通して、それぞれの家格の儀礼的格差が明示されたわけだが、「刀狩令」の公布は、実に「清華成」と「公家成」の格差の「法的表現」だったと考えられる。輝元も行幸に参加していないわけだから、彼が「刀狩令」の公布対象かと思いきや、秀吉の指示は小早川隆景宛ということであった。すなわちこのことは、「清華成」を遂げた輝元が「刀狩令」等の法令公布対象ではなくなったことを示しており、さらに言えば、「清華成」大名は豊臣「公儀」の上層部にあって、発給者秀吉を補完する立場になった、と考えられる。輝元と同様、行幸不参加であった上杉家に「刀狩令」が伝来していないことも、景勝が上洛時に「清華成」を遂げたこととの関連で理解できるだろう。

（3）個別事由による公布

両法令は、農民や海賊本人を処罰の対象とするものではなく、「国主」＝国持大名に対する命令であることが特徴であり、それ以外の者への発給には、個別の事由があったと考えられる。本稿の最後に、いくつかの事例について触れておくことにしよう。

まず、大友義統である。彼は、行幸参加者として唯一「刀狩令」を公布されている。基本的に毛利家上洛の諸行事に参加していないが、八月二十二日の北条氏規上洛時の座配図にその名がみえる。その場には、「清華成」大名と、「刀狩令」を公布された「公家成」大名が居並んでいたことから、義統への「刀狩令」公布は、この八月二十二日前後の可能性が高いと考えられる。これにより、九州の「公家成」大名のすべてに「刀狩令」が公布されたことになる。

次に、加藤清正と加藤嘉明である。彼らはともに「諸大夫成」大名ながら、特別な事情があった。大友義統への公布によって、九州の大部分に「刀狩令」が公布されることになったため、清正へは、秀吉直臣で九州に所領を持つ者として与えられたのだろう。一方の嘉明に対して、山本博文氏は「発布される必然性なし」と評価している[30]。しかし、嘉明は当時、瀬戸内海に面する「淡路国主」であることから、「海賊停止令」をメインとし、「刀狩令」とワンセットの認識で与えられたのだろう。すなわち嘉明へは、「海賊停止令」がなければ「刀狩令」も公布されなかった、と考えられる。本稿で両法令を引用する際に、早い段階での伝達が確認される小早川隆景宛と、「海賊停止令」完

成後の公布と考えられる加藤嘉明宛を比較して提示したのは、上記のような事情によっている。

最後に、興山寺である。これについては、天正十三年六月八日付の前田玄以宛秀吉朱印状[31]に「今度南方平均申付候刻、彼寺之置目相定候、其子細者、連年乱世、又者悪逆之徒党対[帯]武具、猥之體候之間、自今以後兵具等悉令停止、偏国家安全之懇祈可レ専二仏事勤行一之旨、満山一同以二血判一誓紙出置候」とあることから、高野山の刀狩との関連で説明されてきた。この朱印状の主眼は、綸旨にもとづいて高野山の寺領を安堵し、米一万石を寄贈して金堂を再建させ、木食応其に全山の支配を命ずることだったから、前田玄以宛ながら、文末の「木食上人可レ為二演説一候」といった経緯を経て、『高野山文書』に伝来したのであろう。

しかしながら、その「刀狩令」が『高野山文書』に伝来したわけではない、という点には注意が必要だろう。そのことは、天正十三年の「兵具等悉令停止」と「刀狩令」とは直接関連しない可能性を示唆している。加えて、それが『興山寺文書』に伝来した、という点である。興山寺とは、木食応其が開いた寺である。彼が秀吉の信頼厚いことは知られているが、ここで重要なのは、京都大仏の作事奉行だったことだろう。すなわち、『興山寺文書』に「刀狩令」が伝来した背景については、高野山での刀狩実施などではなく、大仏建立に関わる文脈で理解すべきなのである。

おわりに

本稿では、「刀狩令」「海賊停止令」という重要法令の共通点・相違点の析出に始まり、作成・公布などの過程を可能な限り復元することに努めた。その結果、同日付「刀狩令」「海賊停止令」の作成状況が異なること、「海賊停止令」は「刀狩令」作成から少なくとも二十日程度遅れて作成されたこと、「公布対象」より「非公布対象」の方が圧倒的に多数であり、「全国的な一揆停止」「身分法令」などとは異なる目的で公布されたこと、「刀狩令」の公布対象は行幸不参加「公家成」大名が中心であり、「清華成」大名は発給者秀吉の正当性を補完する立場となっていたことなどを指摘した。

「刀狩令」公布の目的が一揆停止や農民の武装解除、兵農分離や運搬体制の確立にあったとすれば、やはり全国的な公布が必要だろう。しかしながら、特定地域への公布、しかも行幸不参加「公家成」大名への限定的公布ということとなれば、その

評価も修正が必要となる。「刀狩令」「海賊停止令」の条文をみれば明らかなように、両法令は刀を所持した農民を捕らえ、賊船行為を行った海賊を処罰するためではなく、「国主」＝「公家成」大名に安定的な領国支配を要請するため、すなわち大名統制のために公布されたのである。加えて、法的主体たる豊臣「公儀」の重層的構造、特に上部構造（豊臣宗家・「清華成」大名）の確立を、行幸不参加大名にも理解させるという儀礼的意義もあったと考えられる。そして、両法令のその後の展開についても、通説や藤木説のように「関東・奥羽へ拡大する」とか、山本説のように「他大名へも強制力を持った」とするよりも、豊臣「公儀」のあり方を新支配地に宣伝するため、と考えた方が妥当であろう。

これまで、豊臣政権の法令については、文禄四年の秀次事件後に公布された「御掟」「御掟追加」の画期性が重要視され、これをもって法的主体としての豊臣「公儀」が成立するとの評価もあった[32]。しかしながら、谷徹也氏が明らかにしているように、すでに天正年間から豊臣政権の法的機能は整備されつつあり、秀吉の独裁性は認められるものの、すべての事柄が彼一人によって決定されるのではなく、彼を取り巻く人々による組織的な政治運営も行われていたのである[33]。特に谷氏の見解で注目されるのは、豊臣政権の訴訟対応の組織的な画期を、天正十六年頃にみていることである。この見解は、本稿の検討結果、すなわち、天正十六年の「刀狩令」「海賊停止令」公布を契機とした、法的主体としての豊臣「公儀」の確立という結論とも合致するものであろう。

注

（1）藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）。
（2）山口啓二「豊臣政権の構造」（『歴史学研究』二九二、一九六四年九月）。
（3）藤田達生『日本近世国家成立史の研究』（校倉書房、二〇〇一年）、拙稿「東国『惣無事』政策の展開と家康・景勝―『私戦』の禁止と『公戦』の遂行―」、『日本史研究』五〇九、二〇〇五年一月）、尾下成敏「九州停戦命令をめぐる政治過程―豊臣「惣無事令」の再検討」（『史林』九三―一、二〇一〇年一月）、同「豊臣政権の九州平定策をめぐって―天正十五年七月から天正十九年十二月までの時期を中心に」（『日本史研究』五八五、二〇一一年五月）藤井譲治「「惣無事令」はなし」（『史林』九三―四、二〇一〇年四月）、竹井英文『織豊政権と東国社会』（吉川弘文館、二〇一二年）など。
（4）高校教科書『詳説日本史B』（山川出版社、二〇一三年）。
（5）桑田忠親『豊臣秀吉研究』「刀狩」（角川書店、一九七五年、初出一九四三年）。
（6）藤木久志『刀狩り―武器を封印した民衆―』（岩波新書、二〇〇五年）。
（7）藤田達生『日本近世国家成立史の研究』（校倉書房、二〇〇一年）。
（8）山本博文『天下人の一級史料―秀吉文書の真実―』（柏書房、

二〇〇九年）、「刀狩令にみる秀吉法令の特質」（同氏他編『消された秀吉の真実―徳川史観を越えて』、柏書房、二〇一一年）、「批判と反省 秀吉文書の「自敬表現」および刀狩令について―三鬼清一郎氏の批判に答える」（『歴史学研究』八八七、二〇一一年十二月）。

（9）拙著『豊臣政権の支配秩序と朝廷』（吉川弘文館、二〇一一年）。

（10）平井上総「兵農分離政策論の現在」（『歴史評論』七五五、二〇一三年）、『兵農分離はあったのか』（平凡社、二〇一七年）。本稿引用部分は、後者。

（11）『豊臣秀吉文書集』（名古屋市博物館編、吉川弘文館、以下『秀吉文書』）。

（12）「刀狩令」（『小早川家文書』、『秀吉文書』三、二五五八号）。

（13）「刀狩令」（『近江水口加藤子爵家文書』、『秀吉文書』三、二五六五号）。

（14）山本氏前掲注（8）著書。

（15）「海賊停止令」（『小早川家文書』、『秀吉文書』三、二五四九号）。

（16）「海賊停止令」（『近江水口加藤子爵家文書』、『秀吉文書』三、二五四五号）。

（17）天正十八年八月十日付「定」（『秀吉文書』四、三三七七～三三七九号）。

（18）『聚楽行幸記』（大阪城天守閣所蔵、刊本は『群書類従』帝王部に所収）。なお、当該起請文作成の目的等については、拙稿「聚楽第行幸と起請文」（論集「生活と文化の歴史学」6 酒井紀美編『契約・誓約・盟約』、竹林舎、二〇一五年）を参照。

（19）拙稿「豊臣『公儀』の確立と諸大名」（前掲注（9）拙著、二〇一一年、初出二〇〇一年）。

（20）『国史大辞典』「刀狩」（岩澤愿彦氏執筆）。

（21）前掲注（17）参照。

（22）『天正記』（『福原家文書』所収）。

（23）『多聞院日記』（『続史料大成』所収）。

（24）『春日社司祐国記』（『史料纂集』所収）。

（25）拙稿前掲注（19）論文。

（26）三鬼清一郎「海賊禁止令をめぐって」（『豊臣政権の法と朝鮮出兵』、二〇一二年、初出一九九六年）、藤田達生『秀吉と海賊大名』（中公新書、二〇一二年）。

（27）黒嶋敏『海の武士団―水軍と海賊のあいだ』（講談社選書メチエ、二〇一三年）。なお黒嶋氏は、同著の「秀吉海賊停止令の読み方」の項で、次のように述べる。

事実上の宛所が大名であったことで、海上の管理も大名の責務となるのであり、その責務を全うできない大名は、豊臣政権内で生き残ることはできないことを明示した、大名統制の意味も込めた法令と位置づけることも可能である。近年では、同日に出された刀狩令と海賊停止令を合わせて、政権の基本的な体制（豊臣スタイル）を、豊臣に服属した大名に理解させるために渡されたとする見解も出されており（［矢部二〇一二］）、私も基本的にこの立場を支持したい。

黒嶋氏が挙げられたように、本稿は平成二十四年度国史学会大会報告「豊臣「公儀」の法令と儀礼」（二〇一二年六月）をもとにしている。黒嶋氏の評価に感謝申し上げるとともに、遅筆を心よりお詫びしたい。

（28）拙稿前掲注（19）論文。なお、座配図作成にあたっては、主に『天正記』と『天正朝聘日記』（東京大学史料編纂所写真帳）を参照した。

（29）龍造寺家に「刀狩令」は伝来していないが、秀吉から龍造寺政家に宛てて、「百姓刀・脇指之儀、早々取集被差上候」とする朱印状が同年九月十八日付で発給されている（『龍造寺家文書』、『秀吉文書』三、二六一五文書）。

（30）山本氏前掲注（8）著書。

（31）豊臣秀吉朱印状（『高野山文書』、『大日本史料』十一―十六、天正十三年六月十一日条所収）。

（32）藤井譲治「「公儀」国家の形成」（『幕藩領主の権力構造』、岩波書店、二〇〇二年、初出一九九四・一九九五年）。

（33）谷徹也「豊臣政権の訴訟対応―畿内・近国の村落出訴を中心に」（『史林』九八―二、二〇一五年二月）。